

## 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編

### 《ABL編》

#### <目 次>

#### 1. 一般担保等の要件の明確化

##### (1) 総論

- ① 「動産担保」及び「債権担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、どのような要件を満たせばよいですか。……………7
- ② 債務者区分が要注意先以上の場合については、「動産担保」及び「売掛金担保」（以下「動産・売掛金担保」という。）について、債務者の意向等も踏まえつつ、例えば、「譲渡登記」を行わないなど、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たさない担保管理を行うことを検討していますが、自己査定上、問題はありますか。……………8
- ③ 「動産・売掛金担保」についてのノウハウが乏しいことなどから、「動産・売掛金担保」が金融検査マニュアルに記載されている「一般担保」の要件を満たしているか不安です。「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。……………8
- ④ ③において、「検査においては、実務上の対応として、金融機関が『動産・売掛金担保』を『一般担保』として取り扱っている場合、自己査定基準などの内部規程の策定（Plan）、内部規程に基づく担保管理（Do）、担保管理における問題点等の原因分析（Check）、問題点等の改善（Action）を行う態勢が整備されているか、言い換えれば、いわゆるPDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から検証」を行うとされていますが、「動産・売掛金担保」の取扱実績がある一方で、その処分実績がない場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。  
また、自己査定基準などの内部規程を策定したばかりで、今後、「動産・売掛金担保」を「一般担保」として本格的に取り扱うことを予定している場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。……………9

(2) 動産担保の一般担保要件

- ⑤ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「対抗要件が適切に具備されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………10
- ⑥ ⑤において、「法人債務者については、原則として、『動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律』に基づき、『動産譲渡登記』を行っていることを想定しています」とありますが、個人債務者の「動産担保」については、「一般担保」として取り扱うことはできないのですか。……………10
- ⑦ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………11
- ⑧ ⑦において、「モニタリングに当たっては、定期的に在庫品（機械設備）の数量及び品質等を実地に確認していること」が例示されていますが、どのような頻度で行うことを想定しているのですか。……………12
- ⑨ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………12
- ⑩ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「当該動産につき適切な換価手段が確保されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………13
- ⑪ ⑩において、適切な換価手段が例示されていますが、債務者の協力を得て、債務者の通常取引先に売却することを想定している場合についても、「適切な換価手段が確保されている」ものとして取り扱ってもよいのですか。……………13
- ⑫ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………14
- ⑬ 以上のほか、「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるために、特

に留意すべき事項はありますか。……………14

(3) 売掛金担保の一般担保要件

⑭ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「対抗要件が適切に具備されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………15

⑮ ⑭において、「法人債務者については、当該債務者への風評の悪化を惹起するおそれがあるなど手続きを行っていないことに合理的な理由が存在する一方で、手続きに必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに手続きを行うことが可能な状態となっているものについては、少なくとも『債権譲渡登記』を行っていれば、『一般担保』として取り扱って差し支えありません」とされていますが、手続きに必要な書類として、あらかじめ「登記事項証明書」を取得しておく必要があるのですか。……………16

⑯ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「第三債務者（目的債権の債務者）について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのように情報を入手できればよいのですか。……………16

⑰ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのような事項を継続的にモニタリングすればよいのですか。……………17

⑱ ⑰において、継続的にモニタリングする必要がある事項として、「第三債務者からの入金状況」が例示されていますが、自行（金庫・組合）に入金口座を設定しなければならないのですか。……………18

⑲ ⑯において、「自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする『売掛金担保』」については、「第三債務者の信用情報について、信用調査機関から情報を随時入手できること」とされており、⑰においても、「信用調査機関からの情報等」に基づき、第三債務者の財務状況を継続的にモニタリングするとされていますが、中小企業等については、信用調査機関から情報を

入手することが困難な場合もあります。このような場合については、「一般担保」として取り扱うことはできないのですか。……………18

⑳ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「貸倒率を合理的に算定できること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのように貸倒率を算定すればよいですか。……………19

㉑ ㉐において、貸倒率の算定方法として、「第三債務者からの回収可能性を個別に検討」する方法が例示されていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。……………19

㉒ 以上のほか、「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるために、特に留意すべき事項はありますか。……………20

㉓ ㉒などにおいて、「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるための要件が明確化されていますが、「リース債権担保」などについても「売掛金担保」として取り扱ってもよいですか。……………20

#### （４）担保評価額等

㉔ 「動産担保」の担保評価額の算出に当たって、特に留意すべき事項はありますか。

また、どのような頻度で担保評価額の見直し（再評価又は時点修正）を行うことを想定しているのですか。……………21

㉕ 「売掛金担保」の担保評価額の算出に当たって、特に留意すべき事項はありますか。……………21

㉖ 「動産・売掛金担保」の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、「安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する」とされていますが、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。……………22

㉗ 金融検査マニュアルにおいては、「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目（「動産担保」：評価額の70%以下、「売掛金担保」：評価額の80%以下）が記載されていますが、この掛け目よりも高い掛け目を使用してもよいですか。……………22

⑳ 財務状況等が良好な第三債務者に係る「売掛金担保」については、金融検査マニュアルにおける標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用することを検討しています。一方で、㉑において、「実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額とを比較」とされていますが、標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用する場合には、「売掛金担保」について、一定の担保権の実行実績が必要ですか。……………23

㉑ 「売掛金担保」が金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている場合において、担保評価額及び処分可能見込額は、どのように算出すればよいですか。……………24

#### (5) その他

㉒ 例えば、「社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権」が「一般担保」として取り扱われるためには、各要件について、どのようなことを具体的にすればよいですか。

また、担保評価額及び処分可能見込額は、どのように算出すればよいですか。……………25

㉓ 「売掛金担保」については、「決済確実な商業手形」に準じて、「優良担保」として取り扱うことはできないのですか。……………26

#### 2. ABLにより「貸出条件緩和債権」に該当しない場合等の明確化

㉔ 貸付条件の変更を行った中小企業等に対して、ABLにより、事業の流れやキャッシュフロー等をモニタリングしながら、経営指導等を行っている場合においても、経営改善計画等を策定していない限り、「貸出条件緩和債権」に該当するのですか。……………27

㉕ ㉔において、「ABLにより、当該企業等の経営実態を把握した上で、当該企業等の経営改善に関する資料を作成している場合については、…『貸出条件緩和債権』に該当しないこととして差し支えありません」とされていますが、この場合の担保資産については、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている必要はありますか。……………28

㉖ ㉔における金融機関が作成した「経営改善に関する資料」には、どのような要件が必要ですか。同資料の作成に当たって、外部専門家などを活用する必要はありますか。……………28

③⑤ ③④において、中小企業等における「実現可能性の高い抜本的な計画」の要件の一つとして、「全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること」とされていますが、全ての取引金融機関等の合意を得ることが困難な場合については、自行（金庫・組合）が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合であっても、自行（金庫・組合）が作成した「経営改善に関する資料」を「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして取り扱うことはできないのですか。……………30

③⑥ ABLによりモニタリングを行っている債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングし、一般貸倒引当金に係る予想損失額を算定してもよいですか。

また、グルーピングに当たって、特に留意すべき事項はありますか。…30

## 金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編

### 《ABL編》

#### ＜本文＞

#### 1. 一般担保等の要件の明確化

##### （1）総論

##### 【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

① 「動産担保」及び「債権担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、どのような要件を満たせばよいですか。

（答）

1. 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、
  - ・ 対抗要件が適切に具備されていること
  - ・ 数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること
  - ・ 客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり、実際にもかかる評価を取得していること
  - ・ 当該動産につき適切な換価手段が確保されていること
  - ・ 担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していることを含め、動産の性質に応じ、適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれることが必要です。
  
2. また、「債権担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、
  - ・ 対抗要件が適切に具備されていること
  - ・ 第三債務者（目的債権の債務者）について、信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること
  - ・ 第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること
  - ・ 貸倒率を合理的に算定できること等、適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれることが必要です。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

② 債務者区分が要注意先以上の場合については、「動産担保」及び「売掛金担保」（以下「動産・売掛金担保」という。）について、債務者の意向等も踏まえつつ、例えば、「譲渡登記」を行わないなど、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たさない担保管理を行うことを検討していますが、自己査定上、問題がありますか。

(答)

1. 金融検査マニュアルにおいては、自己査定上、「一般担保」とは、「優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるもの」としており、仮に、「一般担保」として認められれば、債務者区分が破綻懸念先以下の場合においては、その分だけ貸倒引当金の計上や直接償却が不要になるという効果があります。
2. 一方で、債務者区分が要注意先以上の場合においては、担保資産の処分可能見込額を勘案した貸倒引当金の計上を行わない、すなわち、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たすかどうかは貸倒引当金の計上には影響を与えないことから、『動産・売掛金担保』について、債務者の意向等も踏まえつつ、例えば、『譲渡登記』を行わないなど、金融検査マニュアルの『一般担保』の要件を満たさない担保管理を行っても、自己査定上、問題となることはありません。
3. ただし、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしていないものについては、金融機関が自己査定を行う場合において、「一般担保」として取り扱うことができないため、債務者が破綻懸念先以下となった場合であっても、担保資産の処分可能見込額を勘案した貸倒引当金の計上及び直接償却を行うことはできないことに留意する必要があります。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

③ 「動産・売掛金担保」についてのノウハウが乏しいことなどから、「動産・売掛金担保」が金融検査マニュアルに記載されている「一般担保」の要件を満たしているか不安です。「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。

(答)

1. 「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合においては、金融検査マニュアルで、
  - ・「適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれるか」
  - ・「適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれるか」



を検証するとされていますが、「動産・売掛金担保」については、「不動産担保」とは異なり、金融機関に必ずしも十分なノウハウがない場合が多いものと考えられます。

2. こうした状況を踏まえ、検査においては、実務上の対応として、金融機関が「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、自己査定基準などの内部規程の策定（Plan）、内部規程に基づく担保管理（Do）、担保管理における問題点等の原因分析（Check）、問題点等の改善（Action）を行う態勢が整備されているか、言い換えれば、いわゆるPDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から検証を行い、「動産・売掛金担保」の取扱いについて、金融機関の取組みが明らかに合理性を欠くと認められるものでなければ、当面、「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱って差し支えない旨、検査官に対して指示しています。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

④ ③において、「検査においては、実務上の対応として、金融機関が『動産・売掛金担保』を『一般担保』として取り扱っている場合、自己査定基準などの内部規程の策定（Plan）、内部規程に基づく担保管理（Do）、担保管理における問題点等の原因分析（Check）、問題点等の改善（Action）を行う態勢が整備されているか、言い換えれば、いわゆるPDCAサイクルが有効に機能しているかという観点から検証」を行うとされていますが、「動産・売掛金担保」の取扱実績がある一方で、その処分実績がない場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。

また、自己査定基準などの内部規程を策定したばかりで、今後、「動産・売掛金担保」を「一般担保」として本格的に取り扱うことを予定している場合、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。

(答)

1. 「動産・売掛金担保」の処分実績がない場合、どのような観点から検査が行われるのかのお尋ねですが、「動産担保」については、例えば、モニタリングの過程で、当該担保を実地に確認した結果、それまで把握できていなかった重要な事実を発見したような場合において、債務者から提出される資料等の内容や提出頻度の見直しなど、モニタリング手法の改善を行っているかなどを、検証することが考えられます。

また、「売掛金担保」については、例えば、モニタリングの過程で、第三債務者からの入金状況等の変化を発見したような場合において、債務者からヒアリングを行うことなどにより、その原因を適切に分析しているかなどを、検証することが考えられます。

2. また、「自己査定基準などの内部規程を策定したばかりで、今後、『動産・売掛金担保』を『一般担保』として本格的に取り扱うことを予定している場合」においては、上記1のような検証を行うことは困難であると考えられることから、自己査定基準などの内部規程が策定され（Plan）、内部規程に基づく担保管理（Do）が行われているかという観点から検証を行い、「動産・売掛金担保」の取扱いについて、金融機関の取組みが明らかに合理性を欠くと認められるものでなければ、「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱って差し支えない旨、検査官に対して指示しています。

## （2）動産担保の一般担保要件

### 【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑤ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「対抗要件が適切に具備されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

（答）

1. 「動産担保」の対抗要件については、「民法」において、「占有改定」も認められています。外形的には判然としない公示方法であり、後日、「占有改定」の有無・先後をめぐって紛争が生じるおそれがあります。
2. このため、ここでは、こうした事態を極力回避するため、法人債務者については、原則として、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づき、「動産譲渡登記」を行っていることを想定しています。

（注）「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」においては、「動産譲渡登記」は、「法人」が動産を譲渡した場合のみが対象であり、「個人」が動産を譲渡した場合は対象となっていません。

### 【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑥ ⑤において、「法人債務者については、原則として、『動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律』に基づき、『動産譲渡登記』を行っていることを想定しています」とありますが、個人債務者の「動産担保」については、「一般担保」として取り扱うことはできないのですか。

（答）

1. 「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」においては、「動産譲渡登記」は、「法人」が動産を譲渡した場合のみが対象であり、「個人」が動産を譲渡した場合は対象となっていません。

2. したがって、個人債務者については、「動産譲渡登記」を行うことができないことから、個人債務者の「動産担保」については、動産譲渡担保権設定契約書において、「民法」に基づく、「占有改定」が行われたことが明確となっていれば、原則として、「一般担保」として取り扱って差し支えありません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑦ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「数量及び品質等が継続的にモニタリングされていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

(答)

動産のモニタリングについては、動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

(1) 在庫品を担保とする場合

① 在庫品については、数量や品質等が変動することなどから、債務者から提出された資料等に基づき、原則として、以下の全ての事項を継続的にモニタリングしていること。

- ・ 在庫品の保管場所
- ・ 品目別の仕入数量及び金額
- ・ 品目別の売上数量及び金額
- ・ 品目別の在庫数量及び金額

② モニタリングに当たっては、定期的に在庫品の数量及び品質等を実地に確認していること。

(2) 機械設備を担保とする場合

① 機械設備については、担保価値が使用状況等に大きく依存するものと考えられることなどから、債務者から提出された資料等に基づき、原則として、以下の全ての事項を継続的にモニタリングしていること。

- ・ 機械設備の設置・保管場所
- ・ 機械設備の作業予定
- ・ 機械設備の作業実績

② モニタリングに当たっては、定期的に機械設備の数量及び品質等を実地に確認していること。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑧ ⑦において、「モニタリングに当たっては、定期的に在庫品（機械設備）の数量及び品質等を実地に確認していること」が例示されていますが、どのような頻度で行うことを想定しているのですか。

（答）

1. 実地確認の頻度については、動産の性質等に応じ、様々であると考えられ、一概に定めることは困難ですが、「債務者から提出された資料等の正確性を確認するために必要な程度」行う必要があると考えられます。
2. こうした観点からは、例えば、継続的なモニタリングを通じて、
  - ・「動産担保」の価値が著しく低下したことを示す情報がある場合
  - ・債務者の業況等が大きく悪化したと認められる場合等においては、「動産担保」の数量や品質等に変化が生じているおそれもあることから、通常の場合より、実地確認の頻度を高める必要があると考えられます。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑨ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり実際にもかかる評価を取得していること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

（答）

評価方法については、動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

- ・売却予定先との間で、あらかじめ売買予約契約が締結されており、当該契約に定められた売買価格を基に評価を行っている場合
- ・適切な市場の存在などにより価格が標準化されており、当該価格を基に評価を行っている場合
- ・専門業者等への売却が一般的に行われており、当該業者等から収集した売却価格等に関する情報を基に評価を行っている場合
- ・担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者から評価を取得している場合
- ・金融機関自らが、地域特産品など特定の動産の評価に関するノウハウ等を蓄積し、これを基に評価方法を定め、当該方法により評価を行っている場合

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑩ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「当該動産につき適切な換価手段が確保されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

(答)

換価手段については、動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

- ・ 売却予定先との間で、あらかじめ売買予約契約が締結されている場合
- ・ 適切な市場が存在し、かつ実際にも当該市場において売却することが可能であると考えられる場合
- ・ 専門業者等への売却が一般的に行われており、かつ実際にも当該業者等に売却することが可能であると考えられる場合
- ・ 「動産担保」に係る団体や専門業者等との業務提携等により、信頼のおける売却ルートを通じて売却することが可能であると考えられる場合
- ・ 金融機関自らが、地域特産品など特定の動産の換価に関するノウハウ等を蓄積し、当該ノウハウ等により、信頼のおける売却ルートを通じて売却することが可能であると考えられる場合

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑪ ⑩において、適切な換価手段が例示されていますが、債務者の協力を得て、債務者の通常取引先に売却することを想定している場合についても、「適切な換価手段が確保されている」ものとして取り扱ってもよいですか。

(答)

1. 適切な換価手段については、動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、債権回収の最大化を図る観点からは、一般的に、債務者の協力を得て、通常取引先に売却することが最も有利な換価手段の一つであると考えられます。
2. しかしながら、「一般担保」である以上、仮に債務者の協力を得ることができない場合であっても、「確実な換価」を図る観点から、適切な換価手段を確保しておくことが必要です。
3. したがって、債務者の協力を得て、債務者の通常取引先に売却することのみを想定し、⑩に例示されている換価手段等を想定していない場合については、原則として、「適切な換価手段が確保されている」ものとして取り扱うことはできません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑫ 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「担保権実行時の当該動産の適切な確保のための手続きが確立していること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

(答)

動産の適切な確保のための手続きについては、動産の性質等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下の全ての手続きが確立している場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

- ・担保権実行時において当該動産を確保するための一般的な手続きに関する内部規程が策定されている場合（例えば、動産譲渡担保権の実行通知の手続き、動産担保の占有の確保の手続きなど）
- ・担保権実行時において当該動産を確保するための具体的な手続きが、債務者ごとにあらかじめ策定されており、かつ実際にも当該手続きに基づいた当該動産の確保が可能であると考えられる場合

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑬ 以上のほか、「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるために、特に留意すべき事項はありますか。

(答)

1. 「動産担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「登記」や「債務者と取引先との契約書」などに基づき、

- ・先行譲渡がないこと
- ・動産の所有権が現に債務者にあること

など、動産を担保とするに当たっての前提条件の確認が必要です。

2. また、「適切な管理及び評価の客観性・合理性が確保され、換価が確実であると客観的・合理的に見込まれる」ことが必要であることから、債務者から必要な資料の提出を受けることなどの権利を、あらかじめ確保しておく必要があります。

特に、在庫品を「一般担保」とする場合には、債務者の財務データ等の社内管理体制や在庫品の保管・管理体制を把握するとともに、債務者から提出された資料等に基づき、債務者の状況等に応じ、

- ・取引先（仕入先及び売却先）
- ・取引先との取引内容及び取引条件
- ・仕入代金の支払状況及び売却代金の入金状況
- ・保管業者等への費用の支払状況

・債務者の売上げや資金繰りの状況  
等を継続的にモニタリングする必要があります。

### (3) 売掛金担保の一般担保要件

#### 【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑭ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「対抗要件が適切に具備されていること」とされていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

(答)

1. 「売掛金担保」の対抗要件については、原則として、以下のいずれかの手続きを行っていることを想定しています。

- ・「民法」に基づく「確定日付のある証書による通知又は承諾」
- ・「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づく「債権譲渡登記に加えて、登記事項証明書の交付を伴う通知又は承諾」

2. なお、上記の手続きを行っていない場合については、原則として「一般担保」として取り扱うことはできませんが、法人債務者については、

- ・当該債務者への風評の悪化を惹起するおそれがあるなど手続きを行っていないことに合理的な理由が存在する一方で、
- ・手続きに必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに手続きを行うことが可能な状態となっている

ものについては、少なくとも「債権譲渡登記」を行っていれば、「一般担保」として取り扱って差し支えありません。

(注) 「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」においては、「債権譲渡登記」は、「法人」が債権を譲渡した場合のみが対象であり、「個人」が債権を譲渡した場合は対象となっていません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑮ ⑭において、「法人債務者については、当該債務者への風評の悪化を惹起するおそれがあるなど手続きを行っていないことに合理的な理由が存在する一方で、手続きに必要な書類が全て整っており、かつ、直ちに手続きを行うことが可能な状態となっているものについては、少なくとも『債権譲渡登記』を行っていれば、『一般担保』として取り扱って差し支えありません」とされていますが、手続きに必要な書類として、あらかじめ「登記事項証明書」を取得しておく必要があるのですか。

(答)

1. 「売掛金担保」について、第三債務者及び第三債務者以外の第三者対抗要件を、「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づき具備するためには、「債権譲渡登記に加えて、登記事項証明書の交付を伴う通知又は承諾」が必要です。
2. したがって、直ちに上記の手続きを行うためには、あらかじめ「登記事項証明書」を取得しておくことが望ましいと考えられますが、例えば、第三債務者が多数にのぼる「売掛金担保」などについては、第三債務者の数の分だけ「登記事項証明書」を取得する必要があり、費用等の面から、こうした対応が実務上困難なケースもあると考えられるため、直ちに「登記事項証明書」を取得するための準備が整っていれば、必ずしも、あらかじめ「登記事項証明書」を取得しておかなくても差し支えありません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑯ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「第三債務者（目的債権の債務者）について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのように情報を入手できればよいのですか。

(答)

1. 自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」についても、可能な限り、当該第三債務者の信用力を判断するために必要となる情報を入手する必要があります。
2. 情報の入手については、第三債務者の状況等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下の全ての要件を満たしている場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支え



ありません。

- ・ 債務者と第三債務者との取引状況等について、債務者から情報を随時入手できること
- ・ 第三債務者の信用情報について、信用調査機関から情報を随時入手できること
- ・ 信用格付業者の格付や公開されている決算情報等がある場合においては、これらを随時入手できること

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑰ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのような事項を継続的にモニタリングすればよいですか。

（答）

1. 自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」についても、可能な限り、当該第三債務者の財務状況を継続的にモニタリングする必要があります。
2. 財務状況のモニタリングについては、第三債務者の状況等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下の全ての事項が継続的にモニタリングされている場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。
  - ①債務者からの情報に基づき、
    - ・ 債務者と第三債務者との取引内容及び取引条件
    - ・ 第三債務者への売掛金の発生状況及び当該第三債務者からの入金状況等
  - ②信用調査機関からの情報等（信用格付業者の格付や公開されている決算情報等を含む。）に基づき、
    - ・ 第三債務者の財務内容
    - ・ 第三債務者の信用力

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑱ ⑰において、継続的にモニタリングする必要がある事項として、「第三債務者からの入金状況」が例示されていますが、自行（金庫・組合）に入金口座を設定しなければならないのですか。

（答）

1. 売掛金のお入金状況を確実に把握するためには、自行（金庫・組合）に入金口座を設定することが望ましいと考えられますが、債務者と第三債務者との関係等から、これが困難な場合においては、他の金融機関に入金口座が設定されている場合であっても差し支えありません。
2. ただし、その場合においては、第三債務者からの入金状況を継続的にモニタリングするため、例えば、債務者から他の金融機関の入金口座への入金状況に関する資料の提出を受けるなどの方策を講じる必要があります。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑲ ⑯において、「自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする『売掛金担保』」については、「第三債務者の信用情報について、信用調査機関から情報を随時入手できること」とされており、⑰においても、「信用調査機関からの情報等」に基づき、第三債務者の財務状況を継続的にモニタリングするとされていますが、中小企業等については、信用調査機関から情報を入手することが困難な場合もあります。このような場合については、「一般担保」として取り扱うことはできないのですか。

（答）

1. 自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」についても、可能な限り、「信用調査機関からの情報」など、当該第三債務者の信用力を判断するために必要となる情報を入手し、当該第三債務者の財務状況を継続的にモニタリングする必要があります。
2. 一方で、中小企業等については、「信用調査機関からの情報」を入手することが困難な場合も想定されます。
3. 先ず、情報の入手については、必ずしも「信用調査機関からの情報」でなくても、金融機関における「商業手形担保」の審査実務等も踏まえ、例えば、他の金融機関から、可能な範囲で、適切に情報を入手できれば、原則として、「一般担保」として取り扱って差し支えありません。
4. なお、このような情報の入手も困難な場合については、例えば、「債務者から情

報」を随時入手できれば、原則として、「一般担保」として取り扱って差し支えありません。

5. また、財務状況のモニタリングについては、例えば、上記3又は4のとおり、入手可能な情報に基づき、第三債務者の財務状況を継続的にモニタリングしていれば、原則として、「一般担保」として取り扱って差し支えありません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑳ 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「貸倒率を合理的に算定できること」とされていますが、自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」については、当該第三債務者に関する情報を十分に入手できないことも想定されます。具体的にどのように貸倒率を算定すればよいですか。

（答）

1. 自行（金庫・組合）と取引関係がない者を第三債務者とする「売掛金担保」についても、可能な限り、当該第三債務者の信用力を判断するために必要となる情報を入手し、当該情報に基づき、貸倒率を合理的に算定する必要があります。
2. 貸倒率の算定方法については、第三債務者の状況等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。
  - ・ 入手した情報に基づき、第三債務者からの回収可能性を個別に検討し、貸倒率を算定する方法が採られている場合
  - ・ 第三債務者の属性等（業種別、地域別、規模別、個人・法人別、売掛金の金額別等）に応じて、過去の貸倒れに係る実績データ等を蓄積し、貸倒率を算定する方法が採られている場合

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

㉑ ㉐において、貸倒率の算定方法として、「第三債務者からの回収可能性を個別に検討」する方法が例示されていますが、どのようなことを具体的に想定しているのですか。

（答）

第三債務者からの回収可能性を個別に検討する方法については、第三債務者の状況等に応じ、様々な態様があると考えられますが、例えば、入手した情報に基づき、期日回収に懸念のある売掛金を回収不能見込額とし、それ以外の売掛金を

回収可能見込額として、貸倒率を算定する方法が採られていれば、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

⑳ 以上のほか、「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるために、特に留意すべき事項はありますか。

(答)

1. 「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるためには、「登記」や「債務者と第三債務者との契約書」などに基づき、

- ・ 先行譲渡がないこと
- ・ 売掛金が商品の売買など実質的な原因に基づいていること
- ・ 譲渡禁止特約が付されていないこと

など、売掛金を担保とするに当たっての前提条件の確認が必要です。

2. また、「適切な債権管理が確保され、回収（第三者への譲渡による換価を含む）が確実であると客観的・合理的に見込まれる」ことが必要であることから、債務者から必要な資料の提出を受けることなどの権利をあらかじめ確保しておくとともに、債務者の財務データ等の社内管理体制を把握し、債務者から提出された資料等に基づき、債務者の状況等に応じ、

- ・ 売掛金の状況（第三債務者名、売掛金の残高、第三債務者への売掛金が全体の売掛金に占める割合、商品返品などによる売掛金の希薄化率等）
- ・ 第三債務者の債務者に対する反対債権の有無（反対債権がある場合にはその額）
- ・ 債務者の売上げや資金繰りの状況

等を継続的にモニタリングする必要があります。

【別表1 P12 1. (4)② 自己査定結果の正確性の検証】

㉑ ⑭などにおいて、「売掛金担保」が「一般担保」として取り扱われるための要件が明確化されていますが、「リース債権担保」などについても「売掛金担保」として取り扱ってもよいですか。

(答)

1. ⑭などにおける「売掛金担保」については、商品の売買など実質的な原因に基づいた債権であって、比較的短期間で支払われるものを想定しています

2. したがって、売買契約を原因とする債権や診療報酬債権などが代表例ですが、上記1の性格を持つものであれば、これら以外の債権であっても、⑭などにおける「売掛金担保」として取り扱って差し支えありません。
3. 一方で、「リース債権担保」については、様々な態様があるものの、長期間に渡って支払われるものが一般的であることから、多くの場合、⑭などにおける「売掛金担保」として取り扱うことはできないものと考えられます。

#### (4) 担保評価額等

##### 【別表1 P14 1. (4)③ 自己査定結果の正確性の検証】

⑭ 「動産担保」の担保評価額の算出に当たって、特に留意すべき事項はありますか。  
また、どのような頻度で担保評価額の見直し（再評価又は時点修正）を行うことを想定しているのですか。

(答)

1. 「動産担保」の担保評価額については、⑨に例示されている評価方法等により、客観的・合理的に評価額を算出することが必要です。
2. このほか、担保評価額の見直しに当たっては、特に、流行に左右されやすい特性を有する在庫品については、物理的な耐用年数の低下又は劣化のみならず、流行の変化又は旧式化に伴う資産価値の低下を考慮した見直しが行われるよう留意することが必要です。
3. また、担保評価額の見直しの頻度については、動産の性質等に応じ、様々であると考えられますが、債務者区分が破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先である債務者に対する債権に係る個別貸倒引当金については、每期必要額の算定を行わなければならないこととされていることから、少なくとも年1回は評価額の見直しを行うことが必要です。

##### 【別表1 P14 1. (4)③ 自己査定結果の正確性の検証】

⑮ 「売掛金担保」の担保評価額の算出に当たって、特に留意すべき事項はありますか。

(答)

1. 「売掛金担保」の担保評価額については、第三債務者の信用力を踏まえ、「貸倒率を合理的に算定」し、これを担保評価額に反映させることが必要です。

2. このほか、以下の事項を担保評価額に適切に反映させることが必要です。

- ・商品返品などによる売掛金の希薄化率
- ・第三債務者の債務者に対する反対債権の額

【別表1 P15 1. (4)④ 自己査定結果の正確性の検証】

②⑥ 「動産・売掛金担保」の処分可能見込額の算出に使用する掛け目について、「安易に次に掲げる値以下の掛け目に依存していないかに留意する」とされていますが、検査においては、どのような観点から検証が行われるのですか。

(答)

1. 「動産・売掛金担保」については、「不動産担保」とは異なり、金融機関に必ずしも十分なノウハウがなく、処分実績等も少ないことから、掛け目を合理的に設定することができない場合が多いものと考えられます。
2. このような場合については、検査においては、実務上の対応として、金融機関において、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額とを比較し、掛け目の合理性を検討の上、必要に応じて掛け目を修正する態勢が整備されているかという観点から検証を行い、金融機関の取組みが明らかに合理性を欠くと認められるものでなければ、当面、金融検査マニュアルに記載されている値以下の掛け目を使用していれば、差し支えない旨、検査官に対して指示しています。

【別表1 P15 1. (4)④ 自己査定結果の正確性の検証】

②⑦ 金融検査マニュアルにおいては、「動産・売掛金担保」の標準的な掛け目（「動産担保」：評価額の70%以下、「売掛金担保」：評価額の80%以下）が記載されていますが、この掛け目よりも高い掛け目を使用してもよいですか。

(答)

1. 掛け目については、金融機関において、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額とを比較し、自ら合理的に設定することが原則です。
2. 一方で、「動産・売掛金担保」については、各金融機関において、当該担保の処分実績等も少なく、自ら掛け目を合理的に設定することができない場合が多いと考えられたことから、そうした場合には、標準的な掛け目を使用して、差し支えないこととしています。
3. したがって、金融機関において、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保

評価額とを比較し、自ら掛け目を合理的に設定することができる場合においては、金融検査マニュアルに記載されている標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用して差し支えありません。

【別表1 P15 1. (4)④ 自己査定結果の正確性の検証】

⑳ 財務状況等が良好な第三債務者に係る「売掛金担保」については、金融検査マニュアルにおける標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用することを検討しています。一方で、㉑において、「実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額とを比較」とされていますが、標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用する場合には、「売掛金担保」について、一定の担保権の実行実績が必要ですか。

(答)

1. 「売掛金担保」について、金融機関が担保権を実行する場合には、入金口座の変更等はあるものの、基本的には、第三債務者が、担保権の実行前と同じように、支払期日に買掛金を支払うことにより、金融機関が回収を図ることとなります。
2. したがって、「売掛金担保」については、担保権の実行実績がない場合であっても、例えば、第三債務者からの支払期日における入金実績と担保評価額とを比較することなどにより、金融機関において、財務状況等が良好な第三債務者に係る「売掛金担保」について、金融検査マニュアルに記載されている標準的な掛け目よりも高い掛け目を合理的に設定することができるような場合については、当該掛け目を使用して差し支えありません。
3. なお、上記のように、金融機関において、自ら掛け目を合理的に設定することができる場合においては、財務状況等が良好な第三債務者に係る「売掛金担保」について、金融検査マニュアルに記載されている標準的な掛け目よりも高い掛け目を使用することができますが、一方で、標準的な掛け目よりも低い掛け目を使用する必要がある第三債務者に係る「売掛金担保」については、当該掛け目を使用することが必要です。

【別表1 P14 1. (4)③、④ 自己査定結果の正確性の検証】

⑳ 「売掛金担保」が金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている場合において、担保評価額及び処分可能見込額は、どのように算出すればよいですか。

(答)

担保評価額及び処分可能見込額の算出方法については、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

(1) 担保評価額

- ・ 第三債務者からの回収可能性を個別に検討する方法については、入手した情報に基づき、「売掛金担保」から期日回収に懸念のある売掛金を回収不能見込額として控除し、回収可能見込額を算出
- ・ 回収可能見込額とした「売掛金担保」について、第三債務者からの入金実績等から希薄化率を算定し、担保評価額に反映
- ・ さらに、第三債務者の債務者に対する反対債権の額を担保評価額に反映

(注) 第三債務者からの回収可能性を統計的に検討する方法については、過去の貸倒れに係る実績データ等に基づき、回収可能見込額を算出し、さらに、当該データ等に希薄化率及び反対債権の額が含まれていない場合には、これらを担保評価額に反映

(2) 処分可能見込額

- ・ 上記(1)により算出した担保評価額に、80%以下の掛け目を乗じる。
- ・ なお、当該第三債務者からの支払期日における入金実績と担保評価額とを比較することなどにより、金融機関において、自ら掛け目を合理的に設定することができる場合については、80%超の掛け目を使用して差し支えありません。

(注) 担保評価額の精度が高いことについて、過去の実績から合理的な根拠がある場合においては、担保評価額を処分可能見込額として差し支えありません。



(5) その他

【別表1 P12 1. (4)②、③、④ 自己査定結果の正確性の検証】

③⑩ 例えば、「社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権」が「一般担保」として取り扱われるためには、各要件について、どのようなことを具体的にすればよいですか。

また、担保評価額及び処分可能見込額は、どのように算出すればよいですか。

(答)

1. 「社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権」が「一般担保」として取り扱われるための管理手法については、様々な態様があると考えられますが、当該債権を担保とするに当たっての前提条件の確認などを行った上で、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

①対抗要件の具備

「民法」に基づく「確定日付のある証書による通知」、又は「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」に基づく「債権譲渡登記に加えて、登記事項証明書の交付を伴う通知」が行われている場合

②第三債務者について信用力を判断するために必要となる情報を随時入手できること

債務者と社会保険診療報酬支払基金との取引状況等について、債務者から情報を随時入手できるとともに、当該基金の決算情報等について、公開情報を随時入手できる場合

③第三債務者の財務状況が継続的にモニタリングされていること

社会保険診療報酬支払基金から債務者への入金状況等及び当該基金の財務内容等が、債務者からの情報や公開情報に基づき、継続的にモニタリングされている場合

④貸倒率を合理的に算定できること

社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権の期日回収に懸念がないことを確認している場合

2. また、担保評価額及び処分可能見込額の算出方法についても、様々な態様があると考えられますが、例えば、以下のような場合については、原則として、金融検査マニュアルの要件を満たしているものとして取り扱って差し支えありません。

①担保評価額

社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬債権の期日回収に懸念がないことを確認した上で、過去の実績等から、当該基金の審査による査定率等を算出し、これを評価額に反映させている場合

②処分可能見込額

掛け目を使用する場合については、担保評価額に 80%以下の掛け目を乗じて

処分可能見込額を算出している場合

なお、担保評価額の精度が高いことについて、過去の実績から合理的な根拠がある場合においては、担保評価額を処分可能見込額として差し支えありません。

(注) 「国民健康保険団体連合会に対する診療報酬債権」についても、上記 1 及び 2 に準じて、取り扱って差し支えありません。

【別表 1 P10 1. (4)① 自己査定基準の適切性の検証】

⑳ 「売掛金担保」については、「決済確実な商業手形」に準じて、「優良担保」として取り扱うことはできないのですか。

(答)

1. 「優良担保」については、金融検査マニュアルにおいて、「預金等、国債等の信用度の高い有価証券及び決済確実な商業手形等」と記載されています。
2. 「商業手形」については、原則として、人的抗弁が切断されますが、「売掛金」については、原則として、人的抗弁が切断されないため、「売掛金担保」については、「商業手形担保」に比して、回収可能性が劣ることとなり、原則として、「優良担保」として取り扱うことはできません。
3. ただし、「売掛金担保」についても、その支払人から、「異議をとどめない承諾」を得た場合においては、「譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない」（民法第 468 条第 1 項）とされていることから、「異議をとどめない承諾」を得た「売掛金担保」については、「決済確実な商業手形」の要件（注）に準じた要件を備えている限り、原則として、「優良担保」として取り扱って差し支えありません。

(注) 金融検査マニュアルにおいて、「『決済確実な商業手形』とは、手形振出人の財務内容及び資金繰り等に問題がなく、かつ、手形期日の決済が確実な手形をいう。ただし、商品の売買など実質的な原因に基づかず、資金繰り等金融支援のために振り出された融通手形は除かれる」としています。

## 2. ABLにより「貸出条件緩和債権」に該当しない場合等の明確化

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

⑳ 貸付条件の変更を行った中小企業等に対して、ABL（注）により、事業の流れやキャッシュフロー等をモニタリングしながら、経営指導等を行っている場合においても、経営改善計画等を策定していない限り、「貸出条件緩和債権」に該当するのですか。

（注）ABLの定義は様々ですが、ここでは、「動産・売掛金等の流動資産を担保とし、担保資産をモニタリングし、融資を行う手法」とします。

（答）

1. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕においては、中小企業等の場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合があることを踏まえ、中小企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、「債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して金融機関が作成した経営改善に関する資料がある場合には、『貸出条件緩和債権』に該当しない」としています。

また、中小企業等の「技術力、販売力、経営者の資質やこれらを踏まえた成長性を評価するに当たっては、金融機関の企業訪問、経営指導等の実施状況や企業・事業再生実績等を検証し、それらが良好であると認められる場合には、原則として、金融機関が企業訪問や経営指導等を通じて収集した情報に基づく当該金融機関の評価を尊重する」としています。

2. 一方で、ABLについては、担保資産の管理等を通じて、債務者の事業の流れやキャッシュフロー等の継続的なモニタリングを行うこととなることから、債務者の経営実態の把握に資するという特質があります。

3. こうしたABLの特質を踏まえると、中小企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、金融機関が、ABLにより、当該企業等の経営実態を把握した上で、当該企業等の経営改善に関する資料を作成している場合については、原則として、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」に該当しないこととして差し支えありません。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

③③ ③②において、「ABLにより、当該企業等の経営実態を把握した上で、当該企業等の経営改善に関する資料を作成している場合については、…『貸出条件緩和債権』に該当しないこととして差し支えありません」とされていますが、この場合の担保資産については、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている必要はありますか。

(答)

1. 金融検査マニュアルにおいては、金融機関の債権について、将来の予想損失額を適正に見積る観点から、担保資産の「客観的な処分可能性」を確保するために、「一般担保」の要件を記載しています。
2. 一方で、③②のABLにおける担保資産については、その「客観的な処分可能性」に着目するのではなく、ABLの特質を踏まえ、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を把握することに着目した取扱いであることから、必ずしも、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている必要はありません。
3. ただし、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしていないものについては、金融機関が自己査定を行う場合において、「一般担保」として取り扱うことができないため、債務者が破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先となった場合であっても、担保資産の処分可能見込額を勘案した貸倒引当金の計上及び直接償却を行うことはできません。
4. なお、③②のABLについては、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を把握することに着目した取扱いであることを踏まえると、在庫、売掛金等の流動資産を一体として担保取得することが望ましいと考えられます。

【別冊〔中小企業融資編〕 検証ポイント 5. (2) ホ】

③④ ③②における金融機関が作成した「経営改善に関する資料」には、どのような要件が必要ですか。同資料の作成に当たって、外部専門家などを活用する必要はありますか。

(答)

1. 「経営改善に関する資料」については、「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして取り扱うものであることから、中小企業等における同計画の要件（注）を満たしている必要があります。
2. また、「経営改善に関する資料」については、金融機関が、ABLにより、当該企業等の経営実態を把握した上で作成したものであれば、必ずしも外部専門家な

どを活用する必要はなく、金融機関が、自ら融資先の管理資料として作成したもので、差し支えありません。

(注) 中小企業等における「実現可能性の高い抜本的な計画」の要件（金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕5.（2）ホ及び金融検査マニュアル資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト「自己査定」（別表1）1（3）③）

①「計画期間」

「原則として概ね5年以内」であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。

ただし、中小企業については、当面、「5年を超え概ね10年以内」となっている場合であっても、明らかに達成困難と認められなければ、差し支えない（金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）9-51）。

②「計画期間終了後の債務者区分」

「原則として正常先」であること。

ただし、計画期間終了後に、金融機関の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、「要注意先」であっても差し支えない。

③「取引金融機関等の支援状況」

全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること。

ただし、一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該取引金融機関等が経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できれば足りる。

④「金融機関等の支援内容」

支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの資金提供を伴うものではないこと。

ただし、経営改善計画等に基づき、今後債権放棄等を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合などを含む。

【別冊「中小企業融資編」 検証ポイント 5. (2) ホ】

③⑤ ③④において、中小企業等における「実現可能性の高い抜本的な計画」の要件の一つとして、「全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること」とされていますが、全ての取引金融機関等の合意を得ることが困難な場合については、自行（金庫・組合）が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合であっても、自行（金庫・組合）が作成した「経営改善に関する資料」を「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして取り扱うことはできないのですか。

（答）

1. 金融検査マニュアルにおいては、中小企業等における「実現可能性の高い抜本的な計画」の要件の一つとして、「全ての取引金融機関等が、経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できること」を原則としつつも、「一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該取引金融機関等が経営改善計画等に基づく支援に合意していることが確認できれば足りる」こととしています。
2. したがって、「全ての取引金融機関等の合意を得ることが困難な場合」であっても、「自行（金庫・組合）が単独で支援を行うことにより再建が可能な場合」については、原則として、自行（金庫・組合）が作成した「経営改善に関する資料」を「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」に該当しないこととして差し支えありません。

【別表2 P2 1. (1) 償却・引当基準の適切性の検証】

③⑥ ABLによりモニタリングを行っている債務者を、それ以外の債務者と区別してグルーピングし、一般貸倒引当金に係る予想損失額を算定してもよいですか。  
また、グルーピングに当たって、特に留意すべき事項はありますか。

（答）

1. 金融検査マニュアルにおいては、「被検査金融機関のポートフォリオの構成内容（債務者の業種別、債務者の地域別、債権の金額別、債務者の規模別、個人・法人別、商品の特性格、債権の保全状況別など）に応じて、一定のグループ別に予想損失額を算定する方法などにより、被検査金融機関の債権の信用リスクの実態を踏まえ、一般貸倒引当金を算定することが望ましい」こととしています。
2. 一方で、ABLについては、担保資産の管理等を通じて、債務者の事業の流れやキャッシュフロー等の継続的なモニタリングを行うこととなることから、経営悪化時においても、早期に経営改善を促すことが可能となり、その結果、金融機関の信用リスクの減少をもたらす、引当率の低減をもたらすものと考えられます。

3. こうした考え方を踏まえると、ABLによりモニタリングを行っている債務者については、それ以外の債務者と区別してグルーピングを行い、一般貸倒引当金に係る予想損失額を算定して差し支えありません。
4. その場合、グルーピングに当たっては、原則として、
  - ・グルーピングの基準が明確となっていること
  - ・十分な母集団が確保されていること
  - ・予想損失額の算定に当たって、その算定期間が少なくとも過去3算定期間の貸倒実績率又は倒産確率に基づき、算定されていることが必要です。
5. なお、この取扱いについては、担保資産の管理等を通じて、債務者の経営実態を把握することに着目したものであることから、担保資産については、必ずしも、金融検査マニュアルの「一般担保」の要件を満たしている必要はありません。